

令和2年12月21日

住宅ローン契約者各位

あいち三河農業協同組合  
融資部

## 『住宅ローン控除セミナー』開催中止のお知らせ

平素よりJAあいち三河へのご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当組合で例年1月に開催しておりました『住宅ローン控除セミナー』を、国内での新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年度は中止することと致しました。ご理解賜りますよう何卒宜しくお願い致します。

なお、お借入の初年度に住宅ローン控除の適用を受けるには、確定申告が必要になりますのでご注意ください。

(確定申告に必要な残高証明書は1月中旬に発送予定です。)

◎住宅借入金等特別控除の問合せについては、

【岡崎税務署 個人課税第一部門 (0564) 58-6511】をご利用いただけます。また、国税庁ホームページからのインターネット申告をご活用下さい。

以上